

ライフサイエンスデータベース統合推進事業の実施に関する規則（抄）

（平成22年 9 月22日 平成22年規則第127号）

改正（平成23年 3 月28日 平成23年規則第74号）

改正（平成24年 3 月30日 平成24年規則第106号）

改正（平成25年10月31日 平成25年規則第135号）

目 次

第1章 総則

第2章 バイオサイエンスデータベースセンター運営委員会

第3章 事業の評価

第4章 研究アドバイザー

第5章 バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会

第6章 雑則

附 則

第1章～第4章 （略）

第5章 バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会

（目的及び設置）

第39条 バイオサイエンスデータベースセンターが、事業の推進のために整備した、ヒトに関するデータ（以下「ヒトデータ」という。）を共有するためのプラットフォーム（以下「NBDCヒトデータベース」という。）のヒトデータの受入れ及び利用に関する審査を実施するため、組織規程第9条の規定に基づき、バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（任務）

第40条 審査委員会は、事業におけるヒトデータの受入れ及び提供に関し、次に掲げる事項を実施する。

- （1） ヒトデータの、NBDCヒトデータベースへの受け入れの審査に関すること。
- （2） 他の機関とバイオサイエンスデータベースセンターとの協定等に基づく、ヒトデータの、当該機関が保有するデータベース（以下「他機関データベース」という。）への受け入れの審査に関すること。
- （3） NBDCヒトデータベース及び他機関データベースから提供する制限公開データの利用申込みの審査及び利用停止の決定に関すること。
- （4） ヒトデータ利用終了時の二次データ保管の審査に関すること。
- （5） その他ヒトデータの公開及び共有に必要なこと。

（準用）

第41条 第17条（構成）、第18条（任期）、第19条（運営）、第20条（分科会）、第21条（謝金等）、第22条（秘密保持義務）、第23条（設置期間）及び第24条（その他）の規定は、審査委員会の運営について準用する。

第6章 雑則 (略)

※準用部分の抜粋

(構成)

第17条 運営委員会は、委員長及び委員10名以内で構成する。

- 2 委員長及び委員は、外部の学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、第20条第5項に定める分科会主査及び、必要に応じて委員以外の外部の者を運営委員会に出席させ、報告又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第18条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第19条 委員長は運営委員会を主宰し、運営委員会を招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(分科会)

第20条 運営委員会の審議を円滑に進めるため、必要に応じて運営委員会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び廃止は、委員長が運営委員会に諮って定める。
- 3 分科会は、委員長が指名する委員及び理事長が委嘱する委員以外の外部の学識経験者（以下「分科会委員」という。）をもって構成する。
- 4 委員でない分科会委員の任期は、1年又は分科会を廃止する日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 分科会に主査を置き、委員長又は委員長の指名する分科会委員がこれにあたる。
- 6 主査は、必要に応じて分科会委員以外の者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 7 主査は、分科会を主宰し、分科会を招集するとともに、その調査審議結果を運営委員会に報告する。

(謝金等)

第21条 委員長及び委員、分科会委員、招聘した外部の者には、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第22条 委員及び分科会委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置期間)

第23条 運営委員会の設置期間は、理事長が別に定める日までとする。

(その他)

第24条 この規則に定める事項のほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。